

塩野川外CM業務委託（河川・補助）

特記仕様書

第1条 目的

本業務は、県北建設事務所管内4地区における河川事業の施行にあたり、基本計画段階、設計段階、用地取得段階、工事発注段階、施工段階の各段階において、工程管理、品質管理及びコスト縮減等の各種マネジメント業務を行うことを目的とする。

第2条 業務の場所

- ・塩野川筋（伊達市梁川町字東塩野川～字天神前地内）
 - ・佐久間川筋（伊達郡桑折町大字伊達崎字沼辺東～字松ノ口地内）
 - ・滝川筋（伊達郡国見町大字徳江字欠下～大字森山字西新田地内）
 - ・濁川筋（福島市郷野目～太平寺地内）
- （別紙、「業務位置図」のとおり）

第3条 業務内容及び概要

別表1「業務内容表」、別表2「業務工程表」に示す業務内容について、下記の段階毎に業務を行う。

- ①基本計画段階
- ②設計段階
- ③用地取得段階
- ④工事発注段階
- ⑤施工段階

第4条 CMRに委任する業務

発注者は福島県土木部工事監督員執務要綱による監督行為の一部を、CMRに委任する。

なお、監督行為の最終決定は監督員を含めた発注者が行う。

第5条 CMRが実施する業務

管理技術者及び担当技術者から組織されるCMRは次の事項を実施しなければならない。

- (1) CM方式対象工事の設計の検討、支援等を実施すること。
- (2) CM方式対象工事受注者、委託業務受注者に対する総合監理を実施すること。
- (3) CM方式対象工事受注者、委託業務受注者からの求めがあったときは、必要な事項について監督員と協議すること。

第6条 打合せ

打合せ時期及び回数は以下のとおりとし、必ず管理技術者が出席すること。

- ①業務着手前 1回
- ②業務中間時（中間業務報告） 2週間に1回
- ③成果品納入時 1回
- ④その他、発注者が必要と認めた時

なお、中間業務報告時には、日々の業務状況を報告する。

第7条 業務の対象及び体制

- (1) 本業務の対象事業は、下記のとおりとし個別事業の詳細については別途指示する。

路河川名	地区名	対象事業名	備考
塩野川筋	伊達市梁川町字東塩野川～字天神前地内	補助事業	
佐久間川筋	伊達郡桑折町大字伊達崎字沼辺東～字松ノ口地内	補助事業	
滝川筋	伊達郡国見町大字徳江字欠下～大字森山字西新田地内	補助事業	
濁川筋	福島市郷野目～太平寺地内	補助事業	

- (2) 関係機関等より協議等を求められた場合などで、同時刻に重複する業務が発生した場合は、同時に業務ができる体制を整え実施するものとする。
- (3) 担当技術者の想定人数は3～4人（令和3年度、令和4年度：4人（工事監理業務3人、用地業務1人）、令和5年度、令和6年度：3人（工事監理業務3人））とする。
- (4) 担当技術者は、契約締結後15日以内から履行期限まで、福島県福島市に常駐して業務を行うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、別途、発注者と協議すること。
- (5) 休暇、早退、遅刻等を行う場合は、事前に監督員に報告すること。
- (6) 本業務は原則、契約変更は行わないものとするが、第12条に該当する場合はこの限りではない。

第8条 積算基地

本業務における積算上の基地（以下、積算基地）の取扱いは以下によるものとする。

管理技術者の打合せ等に要する旅費交通費算出のための積算基地は、受注者の本支店等が所在する市役所等とし、契約後の積算基地の変更は行わない。

また担当技術者の通勤等に要する旅費交通費算出のための積算基地は、担当技術者毎に設定し、必要に応じて変更する。

第9条 成果品

- (1) 本業務は、業務計画書にしたがって以下の資料を含む成果品を発注者に提出する。

- ・業務中にマネジメントした事項の目的、経緯、結果等がわかる資料
- ・その他発注者が必要と認めるもの。

- (2) 成果品の部数は以下の通りとする。
 - ・電子成果品（電子媒体（CD-R）、内1部は製本版に添付） 2部
 - ・製本版（ファイル綴じ）成果品（A4判、報告書、図面折込） 1部
- (3) 電子成果品に当たっては福島県が策定した「福島県電子納品ガイドライン（案）」に基づき電子データを作成し、ウイルス対策を実施した上で納品すること。

第10条 行政情報流出防止対策の強化

- (1) CM業務受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- (2) CM業務受注者は、共通仕様書に定める「行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
- (3) 発注者はCM業務受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第11条 秘密の保持

CM業務受注者は本業務のために発注者より貸与された資料及び本業務で知り得た事項や成果について、発注者の許可無く他に公表や貸与してはならない。

第12条 契約内容の変更

契約内容の変更については、業務の実施体制を変更する必要がある場合に、発注者とCM業務受注者の協議により行うものとする。

第13条 技術者の変更

管理技術者及び担当技術者は、下記条件を全て満たす場合は変更を認めるものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合はこの限りではない。

- (1) 変更する技術者について、変更前の技術者と同等以上の資格・実績等を有していること。
- (2) 発注者が認めた者であること。
- (3) 技術者配置後、1年程度経過していること。
- (4) 技術者の変更協議が、変更日の2ヵ月前までに行われていること。

第14条 事務所内立入許可証

- (1) 受注者は、発注者施設内で業務を行う場合は、監督員に発注者施設内で業務を行う担当技術者の氏名、その期間などを報告し、事務所内立入許可証発行の確認を受けなければならない。
- (2) 発注者施設内で業務を行う担当技術者は、前項に基づき発注者が交付する事務所内立入許可証を携帯し業務に当たらなければならない。

CM業務委託 事務所内立入許可証		写 真
受注者名		
担当技術者氏名		
委託業務番号	第 - - 号	
使用期間	R . . ~ R . .	
事務所長許可印 ○○○建設事務所長 印		

第15条 提出書類の様式

- (1) 受注者は、共通仕様書（業務委託編）に定める様式により書類を提出しなければならない。
- (2) なお、受注者が担当する工事、委託業務において、CM方式対象工事受注者、委託業務受注者と書類を交わす際は、業務打合せ簿（様式-10（CM用））、打合せ記録簿（様式-27（CM用））を使用すること。

第16条 中立公平性

受注者及び受注者と資本、人事面等において関連があると認められる者は、当該CM方式対象事業に係る測量及び調査、設計並びに工事の入札に参加し、又は受注者となること（下請及び設計共同体等の構成員となること）ができないものとする。

第17条 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、本特記仕様書に従うほか、本特記仕様書に定めのないものについては、福島県土木部が定めるCM業務共通仕様書及び共通仕様書（業務委託編）を遵守する。
本特記仕様書、CM業務共通仕様書及び共通仕様書（業務委託編）に定めのない事項又は本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。
- (2) 成果品の著作権（著作権）はすべて発注者に帰属するものとする。
- (3) 業務着手後、技術提案内容の履行状況を確認するため、「第5条 打合せ等」の中間業務報告として「第8条 成果品」の業務記録の提出を求める。なお、中間業務報告にかかる費用はCM業務受注者の負担とし、契約変更の対象としない。
- (4) 本業務の実施場所等については、以下のとおりとする。
 - 1) 福島県北建設事務所から概ね2 km以内に執務室を確保することとする。
 - 2) 作業服、安全帽、安全靴等常時身につけるものは、受注者が用意することとする。
 - 3) 業務に必要な事務用品、パソコン等は受注者が用意することとする。

発注者・CM担当者・受注者の役割区分					
業務内容	項目	役割区分			備考
		受注者	CM担当者	発注者	
委託関係	基本計画	制約条件	作成・提出	確認	承認(決定)
		上位計画	作成・提出	確認	承認(決定)
		基礎調査結果	作成・提出	確認	承認(決定)
		許認可に関わる事前協議	作成・提出	提案	承認(実施)
		基本計画	作成・提出	確認	承認(決定)
		全体工程計画	作成・提出	検討・報告	承認(決定)
		事業全体予算	作成・提出	検討・報告	承認(決定)
	設計業務監理	業務計画書/照査計画書	作成・提出	確認	承認(受理)
		全体設計計画の策定	作成・提出	確認	承認(決定)
		設計条件	作成・提出	確認	承認(決定)
		技術提案の審査	作成・提出	評価・報告	審査・承認
		VE提案の審査	作成・提出	評価・報告	承認(承諾)
		最適案	作成・提出	検討・報告	承認(決定)
		設計変更事項の決定	作成・提出	検討・報告	承認(決定)
		設計変更の協議	作成・提出	検討・報告	協議(決定)
		全体工程管理	作成・提出	確認	承認(決定)
		設計者間の調整	作成・提出	確認・報告(実施)	承認(実施)
	関係機関との協議	作成・提出	確認・報告(実施)	承認(実施)	
	用地	地元説明会	-	実施	実施
		用地交渉(計画・工事の説明)	-	実施	実施
工事関係	施工監理	施工計画書	作成・提出	確認	承認(受理)
		品質計画	作成・提出	確認	承認(受理)
		施工体制	作成・提出	確認	承認(受理)
		材料	作成・提出	検討・報告	承認(承諾)
		工事施工の立会	作成・提出	確認・報告	承認
		段階確認	作成・提出	確認・報告	承認(承諾)
		工事区間の調整	作成・提出	確認・報告	承認(実施)
		工事工程の確認	作成・提出	確認・報告	承認
		VE提案の審査	作成・提出	評価・報告	承認(承諾)
		設計変更の協議	作成・提出	検討・報告	協議(決定)
		契約額設計変更の審査	作成・提出	検討・報告	協議(決定)
		工期変更の決定	作成・提出	検討・報告	協議(決定)
		関係機関との協議	作成・提出	検討・報告(実施)	承認(実施)
		地元住民対応	作成・提出	検討・報告(実施)	承認(実施)
		出来形の確認	作成・提出	評価・報告	承認(承諾)
		全体施工計画の作成	作成・提出	確認・報告	承認(受理)
		全体工程の管理	作成・提出	確認・報告	承認(受理)
		打合せ・協議	作成・提出	確認・報告	協議・指示
竣工図書の作成	作成・提出	確認・報告	承認		

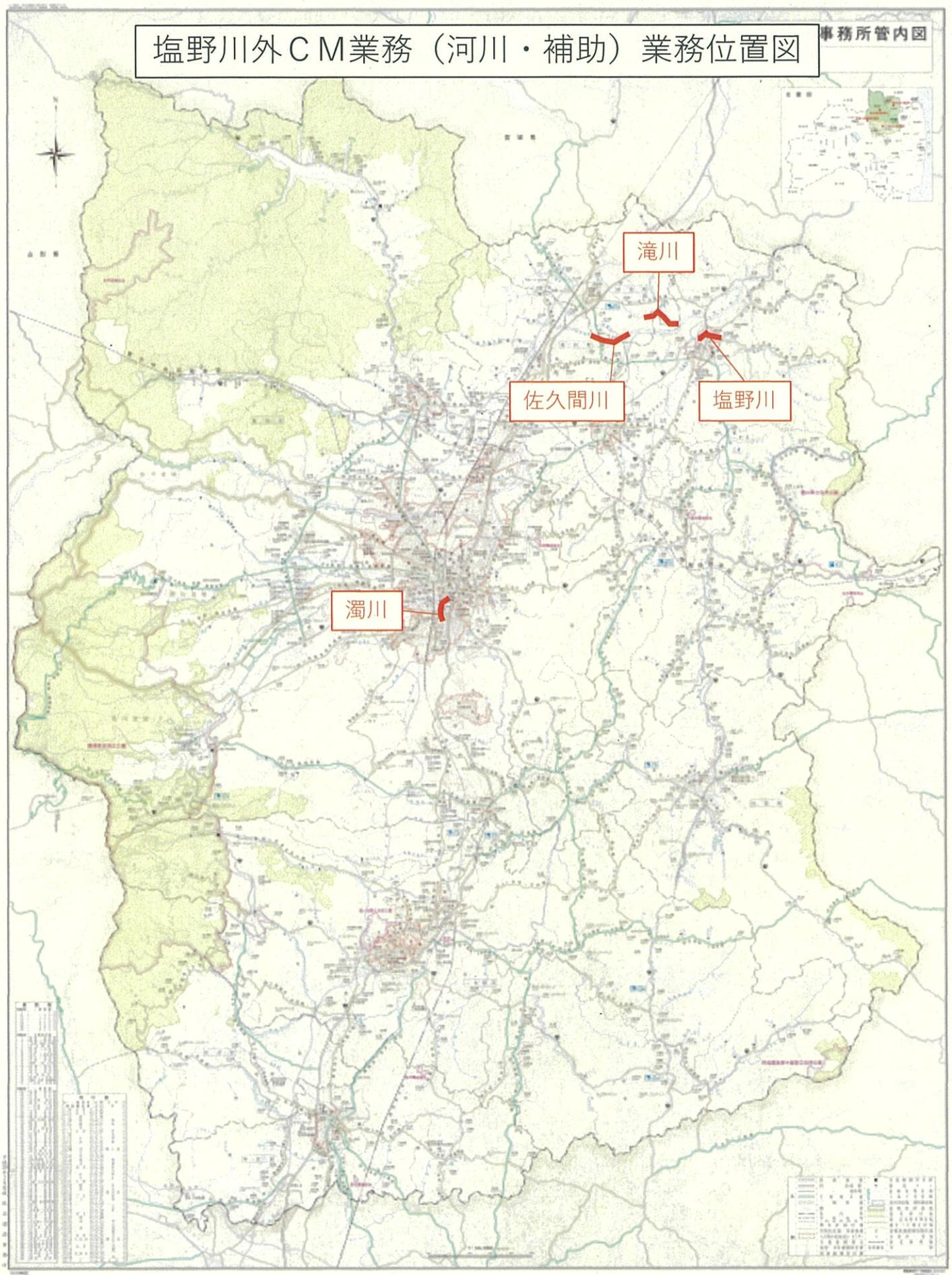
様式 - 27

打 合 せ 記 録 簿

第 回										項	/
発注者側	担当 部長	担当 課長	担当(主任) 主査	監督員	CM 担当	管理 技術者	担当 技術者	受注者側	管理(主任) 技術者	担当技術者	
事務所名								受注者			
委託業務の 名称								整理番号			
出席者	発注者側							場 所			
								日 時			
	受注者側							打合せ 方式	会議 ・ 電話 ・		
									()		

塩野川外CM業務（河川・補助）業務位置図

事務所管内図



別表1「業務内容表」(第3条関連)
背水対策河川改修事業CM業務内容

	令和3年度～令和6年度			
	塩野川筋	滝川筋	佐久間川筋	濁川筋
① 基本計画段階				
基本計画				
全体工程計画の検討等	○	○	○	○
協議設計資料作成	○	○	○	○
② 設計段階				
設計発注計画				
関係機関調整資料(住民対応資料含む)の検討等	○			
積算業務	○			
設計業務監理				
設計条件・中間・成果の確認等	○			
設計者間調整				
設計者との打合せ・協議等	○			
③ 用地取得段階				
用地取得計画				
全体業務計画を含めた検討	○	○	○	○
用地測量・物件調査等の発注準備	○	○	○	○
関係機関調整				
関係機関調整資料の検討	○	○	○	○
業務委託監理				
用地測量・物件調査委託進捗管理	○	○	○	○
用地補償業務				
用地補償交渉(用地補償交渉補助)	○	○	○	○
④ 工事発注段階				
工事発注計画				
全体工程の検討・関係機関資料検討等	○	○	○	○
積算資料等の作成等	○	○	○	○
積算業務	○	○	○	○
調達支援				
技術提案の評価等	○	○	○	○
⑤ 施工段階				
施工監理				
施工計画書の確認等	○	○	○	○
工事施工の立会等	○	○	○	○
設計変更協議の支援等	○	○	○	○
関係機関調整資料(住民対応資料含む)の検討等	○	○	○	○
工事請負者間調整				
全体施工計画の確認等	○	○	○	○
工事請負者との打合せ・協議等	○	○	○	○
完成図書の確認等	○	○	○	○

別表2「業務工程表」 各事業の全体計画及びR3年度～R6年度の業務工程は以下のとおり。

①塩野川筋

事業箇所 伊達市梁川町字東塩野川～字天神前地内
 事業概要 全体計画(R3～R6) 河川改修工 L=440m
 築堤工、掘削工、護岸工、橋梁工

内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本計画段階	全体工程検討、進行管理				
設計段階	測量、地質解析、橋梁設計				
用地取得段階	用地A=100m2、物件補償				
工事発注段階	築堤工、掘削工、護岸工、橋梁工				
施工段階	築堤工、掘削工、護岸工、橋梁工				
関係機関調整	伊達市、神社、寺、NTT等				

②佐久間川筋

事業箇所 伊達郡桑折町大字伊達崎地内
 事業概要 全体計画(R3～R6) 河川改修工 L=250m
 築堤工、掘削工、護岸工、橋梁工

内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本計画段階	全体工程検討、進行管理				
用地取得段階	用地A=1,000m2、物件補償				
工事発注段階	築堤工、掘削工、護岸工、町道橋架替				
施工段階	築堤工、掘削工、護岸工、町道橋架替				
関係機関調整	桑折町、寺院等				

③滝川筋

事業箇所 伊達郡国見町大字徳江地内
 事業概要 全体計画(R3～R6) 河川改修工 L=1,140m
 築堤工、掘削工、護岸工、支川取付工

内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本計画段階	全体工程検討、進行管理				
用地取得段階	用地A=1,700m2、物件補償				
工事発注段階	築堤工、掘削工、護岸工、支川取付工、橋梁工				
施工段階	築堤工、掘削工、護岸工、支川取付工、橋梁工				
関係機関調整	国見町、県北流域下水道事務所等				

④濁川筋

事業箇所 福島市郷野目～太平寺地内
 事業概要 全体計画(R3～R6) 河川改修工 L=1,100m
 築堤工、掘削工、護岸工、橋梁工

内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本計画段階	全体工程検討、進行管理				
用地取得段階	用地A=1,800m2、物件補償				
工事発注段階	築堤工、掘削工、護岸工、橋梁工				
施工段階	築堤工、掘削工、護岸工、橋梁工				
関係機関調整	福島市、工場等				